

I

はじめに

1 社会福祉士とは

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」によって制度化されました。

法第2条では、社会福祉士とは「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。」と定義されています。

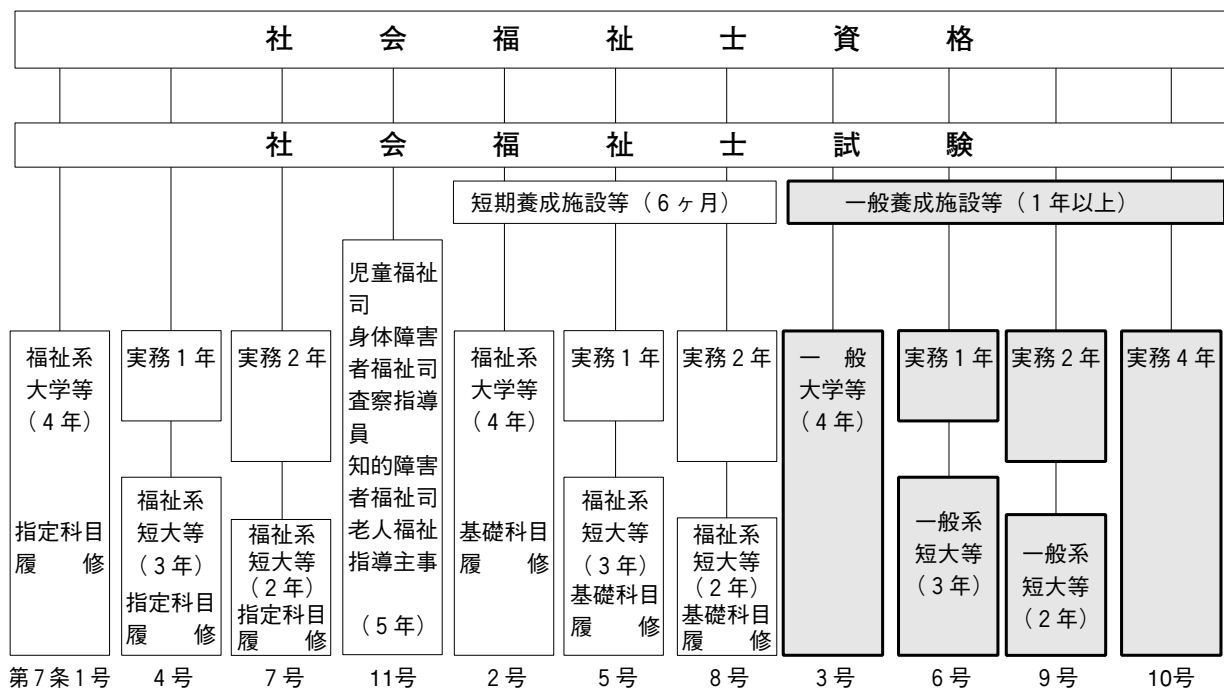
こうした法制化の背景には、わが国の急速な人口高齢時代の到来に伴い、だれもが安心して助言・指導をうけることができる有資格の専門家が必要となってきたという切実な社会的要請があります。

したがって、社会福祉士の資格を有しているということは、福祉専門職として信頼しうる質の高いサービスの提供を意味しており、今後益々増大し多様化する高齢者や障害のある方たちの相談援助の需要の担い手として、中心的役割を果たしていくことが大いに期待されています。

2 社会福祉士の資格要件

社会福祉士の資格を得るためには、社会福祉士国家試験に合格しなければなりません。その国家試験の受験資格は法令に基づき、次のとおり全部で11通りあります。

(図表)



社会福祉士養成所(通信課程)の概要

1 目的

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、専門的な知識・技術並びに確固たる倫理観を有する社会福祉士を養成し、社会福祉の向上に寄与することを目的とし、主として通信の方法で社会福祉士国家試験受験資格を取得できるよう財団法人日本知的障害者福祉協会が設置したものです。

2 根拠法令

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第三号に規定する、社会福祉士を養成する施設として、厚生労働大臣の指定をうけたものです。

珈頁の図表の「一般養成施設等」に該当します。

3 入学資格

(具体的要件)

- 盧 大学等を卒業された方
- 邊 短期大学等(3年制)を卒業し、1年以上の実務経験のある方
- 藪 短期大学等(2年制)を卒業し、2年以上の実務経験のある方
- 盼 4年以上の実務経験のある方

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第6条第一号イのいずれか(下記盧~盼)に該当することが必要です。

盧 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第3項各号に規定する者

邊 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年である者に限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者

藪 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずる者として施行規則第1条第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者

盼 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者

4 定員

300名(対象地域:全国)

5 修業年限

平成17年4月1日から平成18年9月30日までの1年6か月

6 授業料等

入学選考料 5,000円（出願手続き時に納入）
授業料（1年6か月分）190,000円（入学手続き時に一括納入）
現場実習費 80,000円（実習免除者は除く）
テキスト代 約40,000円（購入希望者）

いったん納入された授業料等は、原則として返金いたしませんのでご注意ください。
スクーリング・現場実習時の交通費・宿泊費等の諸経費は別途、本人負担となります。

7 授業の内容等

自宅学習

自宅学習は、テキストおよび学習指導書の学習、質問票による質疑応答ならびに各科目ごとに出題される課題（1題もしくは2題）に対してのレポート提出が中心となります。

提出されたレポートは各教員の添削指導、評価・講評を受けたのち、返却されます。

面接授業（スクーリング）

学習期間中、前期と後期にそれぞれ7日間の面接授業（スクーリング）を実施します。

前期	平成17年7月11日～13日、11月23日～26日	横浜市西区：パシフィコ横浜
後期	平成18年8月14日～20日	

なお、修了には全時間の出席が必要です。欠席がある場合、修了できませんので、勤務の事情等十分にご注意ください。

社会福祉援助技術現場実習・社会福祉援助技術現場実習指導

別表（実習施設一覧）の全国約90か所の実習施設の中から養成所が指定する施設にて実施します。実習時間は90時間以上で、原則として実習期間は連続する約2週間となります。

実習指導は実習前と実習後に養成所が指定する期日に行います。

実習事前指導	平成17年5月予定	都内予定
実 習	9月～翌年6月	指定施設
実習事後指導	後期スクーリング期間中	後期スクーリング会場

入学前（平成17年3月31日現在）に1年以上の指定施設における実務経験（瑰頁以降の資料に該当するもの）のある方は「実務経験申告書」および「実務経験証明書」の提出により履修が免除されます。

詳細は、履修の必要な方に入学手続き時、通知します。

使用テキスト

テキストは『社会福祉士養成講座』（中央法規出版(株)発行）を使用する予定です。

教材

学習指導書、受講の手引、レポート用紙、レポート提出用封筒等の教材は本養成所より配布されます。

8 修業の認定

各科目のレポートの評価、面接授業の出席及び面接授業時の試験成績を総合して判定します。

全科目合格者には修業を認定し、修了証書を授与します。

9 休・復学

病気等の事由により、特別に休学の許可を受けたものは、翌修業年限に限り未履修の科目を履修することができます。ただし、復学時に継続授業料が必要となります。

10 履修科目の免除および転入学

他の大学・短期大学・専門学校等で履修された科目の当養成所での履修認定・免除は行いません。また、精神保健福祉士養成施設を卒業している方でも、科目の免除は行いません。

養成課程

学 期	教 科 名	面接授業時間数	印刷教材時間数	教科名
前 期 4 月 12 月	(始 業)			社会福祉援助技術現場実習 9月～翌年6月の間
	法 学	3	81	
	社 会 学	3	81	
	社 会 福 祉 原 論	6	162	
	社 会 保 障 論	6	162	
	児 童 福 祉 論	6	162	
	心 理 学	3	81	
	医 学 一 般	6	162	
	障 害 者 福 祉 論	6	162	
前期小計	39	1053		
後 期 1 月 9 月	老 人 福 祉 論	6	162	
	公 的 扶 助 論	3	81	
	介 護 概 論	3	81	
	地 域 福 祉 論	3	81	
	社会福祉援助技術論	12	324	
	社会福祉援助技術演習	12	324	
	後期小計	39	1053	
前・後期	社会福祉援助技術現場実習指導	5	120	
	(修 業)			
合 計		83	2226	90

授業計画

月間	第 1 年 限										第 2 年 限							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
学期	前 期										後 期							
教科 学 習	法 学	社 会 学	社 会 福 祉 原 論	社 会 保 障 論	児 童 福 祉 論	心 理 学	医 学 一 般	障 害 者 福 祉 論	老 人 福 祉 論	公 的 扶 助 論	介 護 概 論	地 域 福 祉 論	社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術演習	修 業 認 定		
スクー リング ・ 試験 等	前期スクーリング・試験 7・11月実施，於：横浜										後期スクーリング・試験・演習 8月実施，於：横浜							
	← 現場実習（9月～翌年6月） → - この期間内に90時間 - 社会福祉援助技術現場実習指導 →																	

実習施設一覧

(平成16年9月現在)

都道府県	施設名	種別	郵便番号	所在地
北海道	おしま学園	知児	049-0282	上磯郡上磯町字当別697
"	函館青年寮	知更	041-0802	函館市石川町42-2
"	新篠津福祉園	特養	068-1100	石狩郡新篠津村894-2
"	札幌報恩学園	知児	004-0039	札幌市厚別区厚別町上野幌822
"	グリーンホーム厚別	知更	"	"
"	興正学園	養護	001-0904	札幌市北区新琴似町4条9-1-1
青森	弘前愛成園	養護	036-8154	弘前市豊原1-1-3
岩手	奥中山学園	知児	028-5133	二戸郡一戸町中山字大塚4-6
宮城	きぼう園	知更	983-0838	仙台市宮城野区二の森14-3
"	小松島子どもの家	情緒	983-0905	仙台市青葉区小松島新堤7-1
"	敬風園	特養	989-4103	志田郡鹿島台平渡字上敷19-7
山形	松風園	知更	992-1122	米沢市万世町梓山字大石山5494-1
福島	はまなす荘	知更	970-8002	いわき市平中平窪二堂田2
茨城	筑波キングス・ガーデン	特養	300-2521	水海道市大生郷町1818-2
栃木	国立きぬ川学院	児自	329-1334	塩谷郡氏家町押上288
群馬	薫英荘	知更	370-3606	北群馬郡吉岡町上野田3471
埼玉	国立秩父学園	知児	359-0004	所沢市北原町860
"	国立武蔵野学院	児自	337-0963	さいたま市大門1030
千葉	袖ヶ浦福祉センター 更生園	知更	299-0298	袖ヶ浦市蔵波3108-1
"	ふる里学舎	知更	290-0265	市原市今富1110-1
"	桐友学園	知児	277-0921	東葛飾郡沼南町大津ヶ丘2-19-5
"	中野学園	知更	265-0051	千葉市若葉区中野町1574-31
東京	青梅学園	知更	198-0024	青梅市新町1-8-2
"	愛成学園	知更	164-0001	中野区中野5-26-18
"	整肢療護園	肢体	173-0039	板橋区小茂根1-1-10
"	むらさき愛育園	重心	"	"
"	済美職業実習所	知授	166-0013	杉並区堀ノ内1-26-6
"	つるかわ学園	知更	195-0051	町田市真光寺町186
"	いずみの苑	特養	174-0042	板橋区東坂下2-2-22
神奈川	さがみ緑風園	療護	228-0828	相模原市麻溝台2-4-18
"	恵和青年寮	知更	240-0035	横浜市保土ヶ谷区今井町691
"	七沢学園	知児	243-0121	厚木市七沢516
"	厚木精華園	知更	243-0201	厚木市上荻野4835-1
"	秦野精華園	知援	257-0003	秦野市南矢名3-2-1
長野	西駒郷	知援	399-4101	駒ヶ根市下平2901-7
"	宝池月影寮	知更	389-0605	埴科郡坂城町大字上平1335-5
静岡	袋井学園	知更	437-0021	袋井市広岡4296
"	美浜寮	知更	434-0015	浜北市於呂4201-13
"	百々山	特養	431-3492	天竜市渡ヶ島217-3
"	静岡医療福祉センター 児童部	肢体	422-8006	静岡市曲金5-3-30
愛知	岩崎学園	知児	440-0022	豊橋市岩崎町字利兵71
岐阜	高山山ゆり園	知更	506-0058	高山市山田町781-71
三重	済美寮	知更	516-0066	伊勢市辻久留3-17-5
新潟	聖母愛児園	養護	954-0052	見附市学校町2-14-4
富山	セーナー苑 やまびこの丘	知更	939-2206	上新川郡大沢野坂本3110
"	" のぞみの丘	知更	"	"
"	" はるかぜの丘	知授	"	"
石川	梅光児童園	養護	920-0935	金沢市石引4丁目6-1
福井	足羽更生園	知更	910-2143	福井市宿布町19-46-1
大阪	桃花塾 児童部	知児	584-0008	富田林市大字喜志2067

都道府県	施設名	種別	郵便番号	所在地
"	桃花塾 成人部	知更	584-0008	富田林市大字喜志2067
"	金剛コロニー しいのき寮	知児	584-0054	富田林市甘南備216
"	" すぎのき寮	知児	"	"
"	" "	知更	"	"
"	" くすのき寮	知更	"	"
"	" かしのき寮	知更	"	"
"	" もみのき寮	知更	"	"
"	" ひのき寮	知授	"	"
"	" けやき寮	知授	"	"
"	" 若松寮	知授	"	"
"	枚方療育園	重心	573-0122	枚方市津田東町2-1-1
兵庫	三田谷学園	知児	659-0015	芦屋市楠町16-5
和歌山	あさも園	知更	641-0044	和歌山市今福2-9-35
鳥取	もみの木園	知更	683-0103	米子市富益町4660
島根	安養学園	重心	695-0001	江津市渡津町1926
岡山	旭川荘 旭川学園	知児	703-8555	岡山市祇園地先
"	" いづみ寮	知更	"	"
"	" 旭川児童院	重心	"	"
"	" 旭川療育園	肢体	"	"
"	" 竜ノ口寮	療護	"	"
"	" 吉備ワークホーム	身授	"	"
"	" 旭川敬老園	特養	"	"
広島	福山六方学園	知児	720-0832	福山市水呑町187
香川	白鳥園 青年寮	知授	769-2702	大川郡白鳥町松原1400-1
"	紅山荘	特養	762-0084	綾歌郡飯山町上法軍寺2600
高知	土佐希望の家	重心	783-0022	南国市小籠1062
福岡	北九州市立総合療育センター	肢体	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-2
佐賀	富士学園	知更	840-0514	佐賀郡富士町内野字水頭209-8
長崎	諫早療育センター	重心	854-0121	諫早市有喜町724
熊本	第二城南学園	知授	861-4223	下益城郡城南町藤山1263
大分	向陽学園	知更	879-5402	大分郡庄内町大字小狭間487
宮崎	向陽の里 すぎのき寮	知更	880-1101	東諸県郡国富町大字本庄竹原1407
"	" しいのき寮	知更	"	"
"	" くすのき寮	知更	"	"
"	" かしのき寮	知授	"	"
鹿児島	明星学園	知児	891-1205	鹿児島市犬迫町5975
沖縄	あけもどろ学園	知更	901-0401	島尻郡東風平町字東風平1161
"	てだこ学園	知更	901-0401	島尻郡東風平町字東風平1168

(注) 知児 = 知的障害児施設
重心 = 重症心身障害児施設
療護 = 身体障害者療護施設
児自 = 児童自立支援施設
知更 = 知的障害者更生施設
肢体 = 肢体不自由児施設
養護 = 児童養護施設
情緒 = 情緒障害児短期治療施設
知授 = 知的障害者授産施設
身授 = 身体障害者授産施設
特養 = 特別養護老人ホーム

教 員 名 簿

(平成16年9月現在)

科 目	教員氏名・()内は所属
社 会 福 祉 原 論	櫻 井 芳 郎 (新国際福祉カレッジ)
老 人 福 祉 論	新 名 正 弥 (東京都老人総合研究所)
障 害 者 福 祉 論	佐 藤 久 夫 (日本社会事業大学)
児 童 福 祉 論	新 保 幸 男 (神奈川県立保健福祉大学)
社 会 保 障 論	矢 野 聡 (日本大学)
公 的 扶 助 論	松 崎 泰 子 (淑徳大学)
	新 保 美 香 (明治学院大学)
地 域 福 祉 論	野 口 定 久 (日本福祉大学)
社 会 福 祉 援 助 技 術 論	松 本 栄 二 (文京学院大学)
	川 島 貴美江 (静岡県立大学)
	田 中 千枝子 (東海大学)
社 会 福 祉 援 助 技 術 演 習	五 島 秀 一 (日本知的障害者福祉協会)
	新 保 美 香 (明治学院大学)
	堀 口 久五郎 (文教大学)
	松 本 栄 二 (文京学院大学)
	須 賀 和 彦 (東京国際大学)
	山 名 敦 子 (立正大学)
	水 谷 俊 夫 (中部学院大学)
	石 渡 和 実 (東洋英和女学院大学)
	前 田 敏 雄 (愛知教育大学)
	坂 田 澄 (桜美林大学)
	神 波 幸 子 (愛知淑徳大学)
	結 城 俊 哉 (筑波大学大学院)
	川 島 貴美江 (静岡県立大学)
	田 中 千枝子 (東海大学)
社 会 福 祉 援 助 技 術 現 場 実 習	五 島 秀 一 (日本知的障害者福祉協会)
	近 藤 弘 子 (おしま学園)
	八 谷 重 之 (袋井学園)
	山 關 玲 輔 (三田谷治療教育院)
	松 村 勉 (香川県ふじみ園)
	吉 田 太 作 (富士学園)
心 理 学	山 村 健 (川崎医療福祉大学)
	生 川 善 雄 (東海大学)
社 会 学	井 出 裕 久 (大正大学)
法 学	中 山 知 己 (桐蔭横浜大学)
	山 口 裕 博 (桐蔭横浜大学)
医 学 一 般	末 光 茂 (川崎医療福祉大学)
	角 南 重 夫 (川崎医科大学)
介 護 概 論	宇佐美 千恵子 (昭和大学)
	白 井 京 子 (鶴見大学)

III

出願手続き等

1 募集期間

〈1期募集〉平成16年11月1日(月)から平成16年11月30日(火)まで〔当日消印有効〕

〈2期募集〉平成17年1月5日(水)から平成17年2月4日(金)まで〔当日消印有効〕

※1期・2期両募集期間への出願が可能です。

2 提出書類

(1) すべての方が提出するもの

- ①入学願書 (所定用紙) ②小論文 (所定用紙)
- ③合否通知用封筒 ④郵便振替振込請求書兼受領証 (コピー可)

(2) 入学資格に応じて提出するもの

- ①大学・短期大学等卒業証明書 ②実務経験申告書 (所定用紙)
- ③実務経験 (見込) 証明書 (所定用紙)

〔提出区分〕

入学資格	実務経験	実 務 経 験 年 数			
	なし	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上
(1) 4年制大学等	卒業証明書	卒業証明書 実務経験申告書 実務経験 (見込) 証明書			実務経験申告書 実務経験 (見込) 証明書
(2) 3年制短大等					
(3) 2年制短大等					
(4) 実務経験4年以上					

3 入学選考料 (5,000円)

次の要領で入学選考料5,000円を同封または、郵便局に備付の「払込取扱票」を使用して、郵便局にて払込みください。

- ・ご依頼人欄 (2か所) におところ、おなまえを記入してください。
- ・通信欄に「社会福祉士養成所入学選考料」と記入してください。
- ・募集期間内に郵便局の窓口または郵便振替自動受付機にて入学選考料 (5,000円) を払込みしてください。
- ・払込みの際にかかる手数料はご負担ください。
- ・郵便振替払込請求書兼受領証 (コピー可) を入学願書の裏面に貼付してください。

口座番号 00180-5-151946

加入者名 財団法人日本知的障害者福祉協会養成所

金 額 5,000円

● 払込取扱票記入例

払込取扱票										郵便振替払込請求書兼受領証																							
00		口座記号番号								金額		千		百		十		万		千		百		十		円							
0		0		1		8		0		5		1		5		1		9		4		6		5		0		0		0		0	
加入者名		財団法人 日本知的障害者福祉協会養成所										料金額		千		百		十		万		千		百		十		円					
通信用欄		『社会福祉士養成所入学選考料』										金額		千		百		十		万		千		百		十		円					
ご依頼人		おとなま										金額		千		百		十		万		千		百		十		円					
おとこ		おとなま										金額		千		百		十		万		千		百		十		円					
ご依頼人		おとなま										金額		千		百		十		万		千		百		十		円					
受付局日附印		様										金額		千		百		十		万		千		百		十		円					
受付局日附印		様										金額		千		百		十		万		千		百		十		円					

4 提出方法

申込用封筒（同封）または市販の角2封筒（記入例を参照し作成）に必要な提出書類をすべて封入し、希望する募集期間内に郵便局窓口から簡易書留にて財団法人日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所あてに郵送してください。（事務局窓口での受付は行いません。）

● 申込用封筒記入例

1050013									
東京都区港区浜松町2丁目7番19号 秀和第2浜松町ビル6階									
財団法人 日本知的障害者福祉協会 社会福祉士養成所 行									
簡易書留 (入学申込書類在中)									
住所									
氏名									

5 入学者の選考および通知

入学選考委員会において、提出された書類および小論文により選考を行います。選考結果は可否に関わらず全ての方に通知します。

- 1期募集選考結果通知：平成16年12月10日に投函（予定）
- 2期募集選考結果通知：平成17年2月16日に投函（予定）

選考に関するお問い合わせには一切応じられませんので予めご了承ください。

6 入学手続き

合格者には合格通知書とともに入学手続き書類を送付します。入学手続き（授業料の入金等）の完了により学籍の登録となります。

※指定期間内に手続きが行われない場合は、入学辞退とみなしますのでご注意ください。

IV

提出書類の作成要領

- ・小論文を含むすべての提出書類は出願者本人が万年筆・ボールペン等の自筆で記入してください。特別な事情のある方は、その旨を別紙に明記し、入学願書に添付してください。
- ・誤字を訂正する場合は、その箇所に二重線を引き、訂正印を押してください。
- ・選考対象とされた提出書類はお返しいたしませんのでご了承ください。

1 すべての方が提出するもの

①入学願書（所定用紙）…16頁記入例参照

- ・募集区分：該当する募集区分（推薦募集・1期募集・2期募集）を○で囲んでください。
- ・都道府県コード：都道府県コード表（17頁）を参照し、現住所に該当するコード番号を記入してください。
- ・旧姓：他の提出書類（証明書等）の氏名が現在と異なる場合は、旧姓を併記してください。なお戸籍謄本等の証明書類の提出は必要ありません。
- ・勤務先：現在の勤務先を記入してください。
- ・施設種類：種類コード表（17頁）を参考に記入してください。
- ・種類コード：施設種類を種類コード表と参照し、コード番号を記入してください。
- ・職種：施設・機関・病院・診療所に勤務の場合のみ記入してください。
- ・入学資格：該当する番号を○で囲んでください。
- ・最終学歴：卒業した学校名・学部学科名・課程・年月を記入してください。
- ・入学の志望動機：入学願書の裏面に200字以内で記入してください。
- ・取得資格：入学願書の裏面に現在取得している社会福祉関係の資格を記入してください。

②小論文（所定用紙）

- ・後掲の課題（31頁）について、800字以内で論述してください。

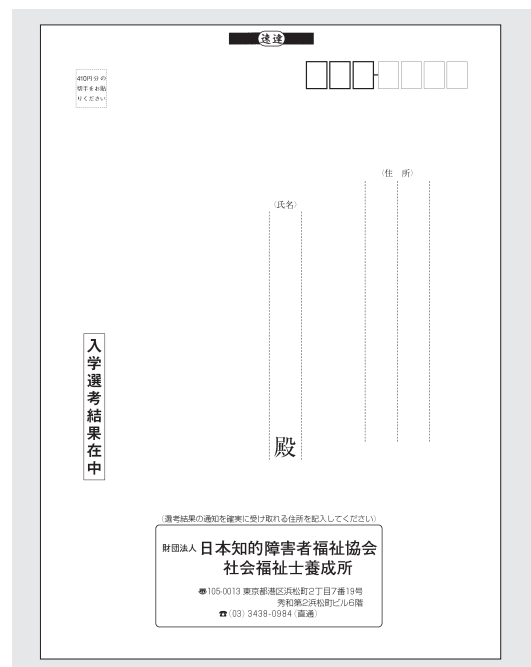
③合否通知用封筒

- ・合否通知用封筒（同封）または市販の角2封筒（記入例を参照し作成）に合否通知が確実に受け取れる住所・氏名・郵便番号を明記し、切手410円分を貼付してください。

④郵便振替払込請求書兼受領証（コピー可）

- ・郵便振替払込請求書兼受領証（コピー可）を入学願書の裏面に貼付してください。

●封筒記入例



封筒の裏面に記入する欄は以下の通りです。

〒□□□□□□ □□□□□□

氏名：
住所：
殿

入学選考結果在中

選考結果の通知を受け取る住所を記入してください

財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉士養成所

〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目7番18号
秀和興会浜松町ビル6階
☎(03) 3438-0994(直通)

2 入学資格に応じて提出するもの

①大学・短期大学等卒業証明書

入学資格の要件(1)～(3)に該当する方(②頁参照)は提出期限日より1年以内に発行の卒業証明書を提出してください。

学歴の範囲は「社会福祉士及び介護福祉士法」ならびに「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」によります。(⑬頁の表および⑳頁以降の資料参照)

- ・平成17年3月31日までに卒業見込の方は、卒業見込証明書を提出してください。合格後に卒業証明書の提出が必要となります。
- ・卒業証書や証明書のコピーは認められません。
- ・4年以上の実務経験がある場合、大学・短期大学等卒業証明書は不要です。(その場合、入学資格は実務4年以上に該当します。)
- ・封筒に入っている場合は、開封確認し、証明書のみ提出してください。

②実務経験申告書(所定用紙)…⑱頁記入例参照

- ・当申告書は自己申告するものです。この自己申告に基づいて実務経験証明書を提出します。
- ・入学資格を満たす期間のみ申告してください。(現在までの職歴すべてを記入する必要はありません。)
- ・同法人や同施設において施設種類や職種が異なる場合は、それぞれの項目に記入してください。

③実務経験(見込)証明書(所定用紙)…⑲頁記入例参照

- ・実務経験申告書で自己申告した内容について、代表者の証明を受けるものです。
- ・同法人や同施設において施設種類や職種が異なる場合は、それぞれの証明書を作成してください。
- ・用紙が不足する場合は、コピーしてください。
- ・医療機関における証明は、病院・診療所職員用の用紙を使用してください。
- ・平成17年3月31日までに実務経験年数が達する方は、見込証明書で代えられますが、合格後、必要な従事期間を満たした証明書を提出する必要があります。提出のない場合は、合格または現場実習の免除が取消になります。

- ・1年以上の実務経験のある方は、この証明書の提出により「社会福祉援助技術現場実習」「社会福祉援助技術現場実習指導」が免除されます。

「大学等」の範囲

学校等種類	適 用	
大学		学校教育法 旧大学令
大学院への飛び入学		
大学院		学校教育法
大学評価・学位授与機構	学士、修士又は博士の学位を授与された者	国立学校設置法
高等師範学校	専攻科	旧高等師範学校規程
高等師範学校	修業年限1年以上の研究科	旧師範教育令
女子高等師範学校		
中学校		旧中等学校令
高等女学校		
専門学校	旧専門学校入学者検定規程による者を入学資格とするもの 修業年限5年以上	旧専門学校令
専門学校研究科	修業年限1年以上（修業年限4年以上の専門学校に置かれるもの）	
防衛大学校		防衛庁設置法
防衛医科大学校		
水産大学校		独立行政法人水産大学校法 農林水産省組織令
水産講習所		旧水産庁設置法
海上保安大学校		国土交通省組織令 海上保安庁法
職業能力開発総合大学校	長期課程	職業能力開発促進法
職業能力開発大学校		
中央職業訓練所	長期指導員訓練課程	旧職業訓練法
職業能力開発大学校		
気象大学校	大学部卒業生	国土交通省組織令

「3年制短期大学等」の範囲

学校等種類	適 用	
短期大学	修業年限3年 夜間授業を行う学科又は通信教育の学科を除く。	学校教育法
高等学校	専攻科 修業年限3年以上 夜間授業を行う専攻科・学科・課程又は通信教育の課程を除く。	
中等教育学校		
盲学校		
聾学校		
養護学校		
専修学校	修業年限3年以上の専門課程 夜間授業を行う専攻科・学科・課程又は通信教育の課程を除く。	
各種学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの 修業年限3年以上 夜間授業を行う専攻科・学科・課程又は通信教育の課程を除く。	
職業能力開発総合大学校	訓練期間3年以上の専門課程又は応用課程	職業能力開発促進法
職業能力開発大学校		
職業能力開発短期大学校		

「2年制短期大学等」の範囲

学校種類等	適 用	
短期大学		学校教育法
高等専門学校		
高等学校	専攻科 修業年限2年以上	
中等教育学校		
盲学校		
聾学校		
養護学校		
専修学校	修業年限2年以上の専門課程	
各種学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの 修業年限2年以上	
職業能力開発総合大学校	専門課程	職業能力開発促進法
職業能力開発大学校		
職業能力開発短期大学校		
職業訓練短期大学校	専門訓練課程又は特別高等訓練課程	新職業訓練法
	専門課程	旧職業能力開発促進法

[実務経験区分の概略]

①指定施設における相談援助の業務の範囲

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当通知番号
地域保健法			
保健所		精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者） 精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者） 精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者）	1 - (1)
児童福祉法			
児童相談所		児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 心理判定員 児童指導員	1 - (2)
母子生活支援施設		母子指導員	1 - (3)
児童養護施設			
知的障害児施設（第一種自閉症児施設・第二種自閉症児施設）			
知的障害児通園施設			
盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設）		児童指導員	1 - (4)
肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設・肢体不自由児療養施設）			
情緒障害児短期治療施設			
重症心身障害児施設		児童指導員 心理指導を担当する職員	1 - (5)
児童自立支援施設		児童自立支援専門員	1 - (6)
児童家庭支援センター		児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員	1 - (7)
医療法			
病院・診療所		次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1 - (8)
身体障害者福祉法			
身体障害者更生相談所		身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	1 - (9)
更生施設 身体障害者	肢体不自由者更生施設		
	視覚障害者更生施設		
	聴覚・言語障害者更生施設		
	重度身体障害者更生支援施設	生活指導員・生活支援員	1 - (10)
	内部障害者更生施設		
身体障害者療養施設			1 - (11)
身体障害者福祉ホーム		管理人	1 - (12)
産害授産施設 身体障害者	身体障害者授産施設		
	重度身体障害者授産施設	生活指導員・生活支援員	1 - (13)
	身体障害者通所授産施設		
身体障害者福祉工場		相談援助業務を行っている指導員	
センター 身体障害者福祉	身体障害者福祉センター（A型・B型）		
	在宅障害者デイ・サービス施設（身体障害者デイサービスセンター）	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1 - (14)
	障害者更生センター		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
精神保健福祉センター		精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者） 精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者） 精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者）	1 - (15)
社会復帰施設 精神障害者	精神障害者生活訓練施設		
	精神障害者授産施設		
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	1 - (16)
	精神障害者地域生活支援センター		
精神障害者福祉ホーム		管理人	
生活保護法			
救護施設		生活指導員	1 - (17)
更生施設			
社会福祉法			
福祉に関する事務所（福祉事務所）		査察指導員 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 老人福祉指導主事（指導監督を行う職員） 現業員・ケースワーカー 家庭児童福祉主事 専任の家庭相談員 面接相談員 専任の婦人相談員 専任の母子自立支援員	1 - (18)
売春防止法			
婦人相談所		相談指導員 判定員（心理・職能判定員） 専任の婦人相談員	1 - (19)
婦人保護施設		指導員	1 - (20)
知的障害者福祉法			
知的障害者更生相談所		知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	1 - (21)
知的障害者デイサービスセンター		指導員・生活指導員 相談援助業務を行っている専任の職員	1 - (22)
知的障害者更生施設			
知的障害者授産施設		生活指導員・生活支援員	1 - (23)
知的障害者通園寮			
知的障害福祉ホーム		管理人	1 - (24)
老人福祉法			
養護老人ホーム		生活指導員	
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）		生活相談員・生活指導員	
高齢者 一人 費用	軽費老人ホームA型		
	軽費老人ホームB型	生活相談員・生活指導員	1 - (25)
	ケアハウス		
老人福祉センター（特A型・A型・B型）		相談援助業務を行っている専任の職員	
老人短期入所施設			
老人デイサービスセンター		生活相談員・生活指導員	
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）		相談援助業務を行っている専任の職員	
母子及び寡婦福祉法			
母子福祉センター		母子相談員	1 - (26)
介護保険法			
施設 介護 保険 施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る。）	
	介護老人保健施設	支援相談員・相談指導員 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る。）	1 - (27)
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る。）	

②指定施設に準ずる施設における相談援助の業務の範囲

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当通知番号
授産施設（生活保護法）	指導員（作業指導員、職業指導員を除く。）	2 - (1)
宿所提供施設（生活保護法）		
有料老人ホーム	相談援助業務を行っている専任の指導員	2 - (2)
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員	2 - (3)
隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員	2 - (4)
地域福祉権利擁護事業 （都道府県社会福祉協議会において実施する事業）	専門員	2 - (5)
市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている専任の職員 〔主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。〕	2 - (6)
児童デイサービス事業	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (7)
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (8)
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設と同様な治療を行うため都道府県から委託を受けた指定医療機関	児童指導員	2 - (9)
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみぞの園	相談援助業務を行っている専任の指導員 相談援助業務を行っている専任のケースワーカー	2 - (10)
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている専任の指導員	2 - (11)
地方更生保護委員会・保護観察所	保護観察官	2 - (12)
更生保護施設	補導主任 補導員	2 - (13)
労災特別介護施設 （財団法人労災ケアセンターが委託を受けて運営する施設）	相談援助業務を行っている主任指導員	2 - (14)
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (15)
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員	2 - (16)
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	2 - (17)
短期入所生活援助（ショートステイ）事業 夜間養護（トワイライトステイ）事業 〔児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、里親において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (18)
地域子育て支援センター事業 〔保育所、母子生活支援施設、乳児院等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (19)
重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員	2 - (20)
点字図書館	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (21)
聴覚障害者情報提供施設		
身体障害者デイサービス事業を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (22)
身体障害者短期入所事業を行う施設		
身体障害者自立支援事業 〔身体障害者向け公営住宅、身体障害者向け賃貸住宅、身体障害者福祉ホームにおいて実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (23)
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員	2 - (24)
精神障害者グループホーム	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (25)
知的障害者グループホーム	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (26)
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通園寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (27)
知的障害者デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (28)
知的障害者短期入所事業を行っている施設		
指定通所介護（老人デイサービス事業）を行う施設 〔介護保険の適用外の老人福祉法による老人デイサービス事業を含む。老人デイサービスセンターを除く。〕	生活相談員・生活指導員	2 - (29)
基準該当居宅サービスに該当する通所介護（老人デイサービス事業）を行う施設〔同上〕		
指定短期入所生活介護（老人短期入所事業）を行う施設 〔介護保険の適用外の老人福祉法による老人短期入所事業を含む。老人短期入所施設を除く。〕		
基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護（老人短期入所事業）を行う施設〔同上〕		
指定通所リハビリテーション 〔介護老人保健施設において実施されているものに限る。〕	支援相談員	2 - (30)
指定短期入所療養介護を行う施設〔同上〕		
居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る。）	2 - (31)
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員	2 - (32)
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）	生活援助員	2 - (33)
地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (34)

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

施設・事業種類	職種
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている専任の指導員
子ども家庭相談事業 （児童センター、市に設置された児童館において実施する事業）	相談援助業務を行っている専任の相談員
乳幼児健全育成事業 （保育所、乳児院において実施する事業）	
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている専任の相談員
知的障害者専門相談 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている専任の相談員

※裏面に志望動機の記入と受領証（コピー可）を貼付すること

受付No

財団法人日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所		平成 17年 1月 8日 作成
第17期生 入学願書		募集区分 推薦・1期・ 2期
		都道府県コード 13

願書を作成した日を記入してください。

該当する募集区分に○で囲んでください。

17頁の都道府県コードを参照して、現住所のある県名のコード番号を記入してください。

フリガナ	ツウ シン イチ ロウ	性別	大・ 昭	生年月日	46年 11月 11日生 (西暦 1971年)	年齢	33歳
氏名	通信一郎 (通信)	男・女	男				
	(旧姓)						

該当する元号を○で囲み、生年月日・年齢を記入してください。西暦も記入してください。

該当する性別を○で囲んでください。

郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

現住所	〒105-0001 東京 都府県 港区虎ノ門 ……	TEL 03-3438-xxxx
-----	--	------------------

勤務先	主 体 名	社会福祉法人 港会	施設種類	知的障害者更生施設
	名 称	港園	種類コード	030
	所在地	〒105-0013 港区浜松町 ……	職 種	生活支援員
		TEL 03-3438-xx△△		

17頁の種類コードを参照して、該当する施設種類・コード番号を記入してください。

施設・機関・病院・診療所に勤務の場合のみ職種を記入してください。

郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

入学資格	1-1. 大学等卒業 (見込) ※現場実習必要者	1-2. 大学等卒業 + 実務1年以上4年未満	2. 3年制短大等卒業 + 実務1年以上4年未満	③ 2年制短大等卒業 + 実務2年以上4年未満	4. 実務4年以上
必要書類	卒業(見込)証明書	卒業証明書 実務経験申告書 実務経験(見込)証明書	卒業証明書 実務経験申告書 実務経験(見込)証明書	卒業証明書 実務経験申告書 実務経験(見込)証明書	実務経験申告書 実務経験(見込)証明書

該当する入学資格の番号を○で囲んでください。

入学資格に応じて必要書類が異なります。

最終学歴	○ ○ 福祉専門	大 学 短期大学 高等学校 (学 校)	○ ○ 学部 (学 科)	課 程 (昼 間 夜 間 通 信 (2年制))	(昭)・平 ○年 ○月 (卒業) 卒見
------	-----------------	---------------------	--------------	-------------------------	---------------------

最終学歴を記入してください。該当項目を○で囲んでください。

養成所使用欄 (記入しないこと)					
卒 論	実 習	免 ・ 免 見	要	卒 業 ・ 卒 見	
申 封	学 籍 番 号				
証 受					

本養成所が記入する欄ですので記入しないでください。

現在の勤務先を記入してください。無職や学生・アルバイトの場合は空欄にしてください。

氏名とフリガナを記入し、押印してください。

他の提出書類(証明書等)の氏名が異なる場合は旧姓を記入してください。

〔都道府県名コード〕

県名	コード	県名	コード	県名	コード	県名	コード	県名	コード
北海道	1	埼玉	11	新潟	21	鳥取	31	佐賀	41
青森	2	千葉	12	富山	22	島根	32	長崎	42
岩手	3	東京	13	石川	23	岡山	33	熊本	43
宮城	4	神奈川	14	福井	24	広島	34	大分	44
秋田	5	山梨	15	滋賀	25	山口	35	宮崎	45
山形	6	長野	16	京都	26	徳島	36	鹿児島	46
福島	7	静岡	17	大阪	27	香川	37	沖縄	47
茨城	8	愛知	18	兵庫	28	愛媛	38		
栃木	9	岐阜	19	奈良	29	高知	39		
群馬	10	三重	20	和歌山	30	福岡	40		

〔種類コード〕

施設種類	コード	施設種類	コード	施設種類	コード
知的障害児施設	010	母子生活支援施設	131	病院・診療所	250
知的障害児通園施設	020	児童養護施設	132	精神保健福祉センター	503
知的障害者更生施設	030	盲ろうあ児施設	133	精神障害者社会復帰施設	504
知的障害者授産施設	040	肢体不自由児施設	134	一般企業	300
知的障害者通勤寮	050	情緒障害児短期治療施設	135	自営業	301
知的障害者福祉ホーム	060	児童自立支援施設	136	学校（教育機関）	350
知的障害者福祉工場	070	児童家庭支援センター	137	無職	400
知的障害者グループホーム	080	乳児院	138	学生	401
重症心身障害児施設	090	保育所	139	アルバイト・パート（学生除く）	402
知的障害者アイサービスセンター	101	救護施設	141	その他の知的障害関係施設・機関	100
身体障害者更生施設	111	更生施設	142	その他の身体障害関係施設・機関	110
身体障害者療護施設	112	婦人保護施設	143	その他の老人関係施設・機関	120
身体障害者福祉ホーム	113	母子福祉センター	144	その他の児童福祉関係施設・機関	130
身体障害者授産施設	114	福祉事務所	201	その他の社会福祉施設・機関	505
身体障害者福祉工場	115	児童相談所	202	その他の医療施設・機関	506
身体障害者福祉センター	116	知的障害者更生相談所	203	居宅介護支援事業所	507
養護老人ホーム	121	身体障害者更生相談所	204	上記に該当しない	508
特別養護老人ホーム	122	婦人相談所	205		
軽費老人ホーム	123	保健所	206		
老人福祉センター	124	国都道府県庁	207		
老人短期入所施設	125	市区町村町役場	208		
老人デイ・サービスセンター	126	社会福祉協議会	209		
老人介護支援センター	127	財団法人・社団法人	200		
有料老人ホーム	128	NPO法人	501		
介護保険施設	129	任意団体	502		

同法人や同施設において施設種類や職種が異なる場合は、それぞれの項目に記入してください。

実務経験申告書記入例

受付No.

実務経験申告書

財団法人 日本知的障害者福祉協会
 社会福祉士養成所長 殿

平成 17 年 1 月 8 日 ← 申告書を作成した日を記入してください。

申告者
 住 所 東京都港区虎ノ門……
 氏 名 通信一郎

ⓧ ← 申告者(申込者)が記名押印してください。

私(申告者)の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、代表者の証明書を添えて、申告いたします。

従事していた(している)施設・機関等の		職 種	期 間	証明書No.
名 称	施設種類			
港 園	知的障害者更生施設	生活支援員	平成13年4月1日～平成17年1月8日 (平成13年10月)	1
			年 月 日～年 月 日 (年 月)	2
			年 月 日～年 月 日 (年 月)	3
			年 月 日～年 月 日 (年 月)	4
			年 月 日～年 月 日 (年 月)	5
			年 月 日～年 月 日 (年 月)	6

← 左記の実務経験を証明する実務経験証明書に番号を記入してください。

← 申告書作成日に必要な従事期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までを記入してください。

← 申告書作成日に必要な従事期間を満たしている場合は、算定終了日は作成日を記入してください。

← 実務経験区分の概略(14～15ページ)と指定施設における業務の範囲等について(23～28ページ)を参照して該当する職種名を記入してください。

← 実務経験区分の概略(14～15ページ)と指定施設における実務の範囲等について(23～28ページ)を参照して該当する施設種類名を記入してください。

- (注) 1. 実務経験証明書の証明事項は、上記本欄の内容と一致すること。
 2. 実務経験として認められる職種について記入すること。

← 申告書の所属する施設・機関名を記入してください。
 (法人名ではありません。)

同法人や同施設において施設種類や職種が異なる場合は、それぞれの証明書を作成してください。

実務経験(見込)申告書記入例

施設・機関職員用

受付No.

実務経験(見込)証明書

財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉士養成所長殿

証明書No. 1

平成 17 年 1 月 8 日

← 実務経験申告書の申告内容に該当する番号を記入してください。
← 証明書を作成した日を記入してください。

施設・機関の所在地及び名称	〒 105 - 0013		
代表者氏名 (役職・氏名)	東京都港区浜松町2-7-19 社会福祉法人港会 港園 施設長 福祉太郎		
電話番号	03-3438-0984		
証明作成者	所属・役職等	氏名	認印
	事務長	港 次郎	印

← 証明書を発行する施設・機関の所在地及び名称・代表者氏名・電話番号を記入してください。(法人名を必ず記入してください。)

← 証明印は、証明権限を有する代表者の職印を使用してください。

← 実際に当該証明書を作成した者が記名押印してください。

次の者は、以下のとおり当施設・機関において、社会福祉士養成所の入学・実習免除に

必要な相談援助の業務に

<input checked="" type="checkbox"/>	従事した
<input type="checkbox"/>	従事する見込みである

← ことを証明します。

← 証明書を作成した時点において、該当する方のいずれかに▽点でチェックしてください。

フリガナ	ツウ シン イチ ロウ	生 年 月 日
氏 名	通信 一郎	<input type="checkbox"/> 大正 46 年 11 月 11 日生 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和
施設・機関の名称	港園	
施設(事業)の種類	知的障害者更生施設	該当通知番号
職 種 (資格該当職名)	生活支援員	1-(23)
従 業 期 間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成	1 3 年 0 4 月 0 1 日から
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成	1 7 年 0 1 月 0 8 日まで
証明書記入時に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日まで記入してください。(1日でも不足する場合は、認められません。)		

← 申込者の氏名・生年月日を記入してください。

← 申込者の所属する施設・機関名を記入してください。(法人名ではありません。)

← 実務経験区分の概略(14~15ページ)と指定施設における業務の範囲等について(23~28ページ)を参照して左記の施設(事業)種類及び職種が該当する通知番号を記入してください。

← 証明書作成日に必要な従事期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までを記入してください。
← 証明書作成日に必要な従事期間を満たしている場合は、算定終了日は作成日を記入してください。

← 実務経験の対象となる施設(事業)及び職種に就いた日を算定開始日として記入してください。

実務経験区分の概略(14~15ページ)と指定施設における業務の範囲等について(23~28ページ)を参照して、これに該当する場合には施設(事業)種類名を記入してください。(施設・機関の固有名称は記入しないでください。)

実務経験区分の概略(14~15ページ)と指定施設における業務の範囲等について(23~28ページ)を参照して、申込者が発令されている職種がこれに該当する場合は職種名を記入してください。

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者に作成してもらう時は、この証明用紙と「入学案内」を見せて証明してもらってください。

1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）抜粋

（受験資格）

- 第7条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
 - 二 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発校等」という。）又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したもの
 - 五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
 - 八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

- 十 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 十一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であつた期間が5年以上ある者

2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号） 抜粋

（厚生労働省令で定める者の範囲）

第1条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。次号、第三号及び次項第一号において同じ。）において法第7条第一号に規定する指定科目（以下この項、第4項及び第7項において「指定科目」という。）を修めて、学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 二 学校教育法による大学において指定科目（厚生労働大臣が別に定める実習に係る科目（以下この号、次号及び第五号並びに第4項及び第7項において「実習科目」という。）を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、学校教育法による大学、大学院又は短期大学（以下「大学等」という。）において実習科目を修めたもの
 - 三 学校教育法による大学において指定科目（実習科目を除く。）を修めて、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの
 - 四 学校教育法による大学院において指定科目を修めて当該大学院の課程を修了した者
 - 五 学校教育法による大学院において指定科目（実習科目を除く。）を修めて当該大学院の課程を修了した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの
- 2 法第7条第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法による大学において法第7条第二号に規定する基礎科目（次号並びに第5項及び第8項において「基礎科目」という。）を修めて、学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 二 学校教育法による大学院において基礎科目を修めて当該大学院の課程を修了した者
- 3 法第7条第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法による大学院の課程を修了した者
 - 二 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号）による独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士、修士又は博士の学位を授与された者（旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）による大学評価・学位授与機構により学士、修士又は博士の学位を授与された者を含む。）
 - 三 学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 四 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を卒業した者
 - 五 旧高等師範学校規程（明治27年文部省令第11号）による高等師範学校専攻科を卒業した者
 - 六 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限1年以上の研究科を修了した者
 - 七 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「専門学校」という。）で修業年限（予科の修業年限を含む。以下この号において同じ。）5年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限4年以上の専門学校を卒業し修業年限4年以上の専門学校に置かれる修業年限1年以上の研究科を修了した者
 - 八 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者
 - 九 独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校を卒業

- した者（旧水産庁設置法（昭和23年法律第78号）による水産講習所、平成13年4月1日前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校（昭和59年7月1日前の農林水産省設置法（昭和24年法律第153号）による水産大学校及び平成13年1月6日前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校を含む。）を卒業した者を含む。）
- 十 国土交通省組織令（平成12年政令第255号）による海上保安大学校（昭和59年7月1日前の海上保安庁法（昭和23年法律第28号）による海上保安大学校及び平成13年1月6日前の運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海上保安大学校を含む。）を卒業した者
- 十一 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号。以下「新職業訓練法」という。）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧職業能力開発促進法」という。）による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。）
- 十二 国土交通省組織令による気象大学校（昭和59年7月1日前の運輸省設置法（昭和24年法律第157号）による気象大学校及び平成13年1月6日前の運輸省組織令による気象大学校を含む。）の大学部を卒業した者
- 4 法第7条第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの
- 二 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。次号並びに次項及び第6項において同じ。）又は各種学校（学校教育法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限3年以上のものに限る。次号並びに次項及び第6項において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。次号において同じ。）
- 三 学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの
- 5 法第7条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）とする。
- 6 法第7条第六号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限3年以上のものに限る。）、盲学校、聾ろう学校若しくは養護学校の専攻科（修業年限3年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者（夜間において授業を行う専攻科、学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）
- 二 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）若しくは応用課程、職業能力開発大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）若しくは応用課程又は職業能力開発短期大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）を修了した者（旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）を修了した者を含む。）
- 7 法第7条第七号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法による短期大学において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの
- 二 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。次号並びに次項及び第9項において同じ。）又は各種学校（学校教育法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限2年以上のものに限る。次号並びに次項及び第9項において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者
- 三 学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

- 8 法第7条第八号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において基礎科目を修めて卒業した者とする。
- 9 法第7条第九号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
 - 一 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）、盲学校、聾ろう学校若しくは養護学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者
 - 二 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校の専門課程を修了した者（新職業訓練法による職業訓練短期大学校の専門訓練課程又は特別高等訓練課程を修了した者及び旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程を修了した者を含む。）

（指定施設の範囲）

第2条 法第7条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定により設置される保健所
- 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- 三 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
- 四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター及び精神障害者社会復帰施設
- 六 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設
- 七 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所
- 八 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 九 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
- 十 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 十一 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉センター
- 十二 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設
- 十三 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

3 施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号、各都道府県知事あて厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）抜粋

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（以下「施行規則」という。）第2条第一号から第十二号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第2条第一号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員、精神保健福祉士及び精神科ソーシャルワーカー
- (2) 施行規則第2条第二号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項に規定する児童福祉司、「児童相談所の組織と職員」（平成2年3月5日付け児童相談所運営指針）第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、心理判定員及び児童指導員
- (3) 施行規則第2条第二号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設最低基準（昭

和23年厚生省令第63号) 第27条に規定する母子指導員

- (4) 施行規則第2条第二号に規定する児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び情緒障害児短期治療施設にあっては、児童福祉施設最低基準第42条第1項、第49条第1項、第3項及び第5項、第56条、第61条第1項及び第3項、第69条第1項、第4項及び第5項並びに第75条第1項に規定する児童指導員
- (5) 施行規則第2条第二号に規定する重症心身障害児施設にあっては、児童福祉施設最低基準第73条第1項に規定する児童指導員及び心理指導を担当する職員
- (6) 施行規則第2条第二号に規定する児童自立支援施設にあっては、児童福祉施設最低基準第80条第1項に規定する児童自立支援専門員
- (7) 施行規則第2条第二号に規定する児童家庭支援センターにあっては、児童福祉施設最低基準第88条の3第1項に規定する職員
- (8) 施行規則第2条第三号に規定する病院及び診療所にあっては、次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員
 - ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
 - イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
 - ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
 - エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
- (9) 施行規則第2条第四号に規定する身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号) 第一に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (10) 施行規則第2条第四号に規定する身体障害者更生施設にあっては、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号) 第16条第1項第三号、第17条第1項第三号、第18条第1項第三号及び第19条第1項第三号に規定する生活支援員
- (11) 施行規則第2条第四号に規定する身体障害者療護施設にあっては、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準第38条第1項第三号に規定する生活支援員
- (12) 施行規則第2条第四号に規定する身体障害者福祉ホームにあっては、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準第45条第1項に規定する管理人
- (13) 施行規則第2条第四号に規定する身体障害者授産施設にあっては、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準第56条第1項第三号、第57条第1項第三号及び第58条第1項第三号に規定する生活支援員及び「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号) 別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱) 7に規定する指導員
- (14) 施行規則第2条第四号に規定する身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準第71条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (15) 施行規則第2条第五号に規定する精神保健福祉センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員及び精神保健福祉士並びに「精神保健福祉センター運営要領について」(平成8年1月19日付け健医発第57号) 別紙(精神保健福祉センター運営要領) 2に規定する精神科ソーシャルワーカー
- (16) 施行規則第2条第五号に規定する精神障害者社会復帰施設にあっては、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号) 第16条第1項第二号、第26条第1項第二号及び第4項第二号、第37条第1項第二号並びに第40条第1項第二号及び第三号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同省令第33条第1項第一号に規定する管理人
- (17) 施行規則第2条第六号に規定する救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号) 第11条第1項第三号及び第19条第1項第三号に規定する生活指導員
- (18) 施行規則第2条第七号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第15条第1項第一号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) 第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号) 第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第二号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相

談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発見第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(専任の家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付け社庶第74号)に規定する面接相談員、売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第1項及び第2項に規定する専任の婦人相談員並びに母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第8条第1項に規定する専任の母子自立支援員

- (19) 施行規則第2条第八号に規定する婦人相談所にあつては、「婦人相談所設置要綱について」(昭和38年3月19日付け厚生省発社第35号)別紙(婦人相談所設置要綱)第2に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する専任の婦人相談員
 - (20) 施行規則第2条第八号に規定する婦人保護施設にあつては、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第49号)第8条第1項に規定する入所者を指導する職員
 - (21) 施行規則第2条第九号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325002号)第一に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
 - (22) 施行規則第2条第九号に規定する知的障害者デイサービスセンターにあつては、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第14条第1項第二号に規定する指導員その他相談援助業務を行っている専任の職員
 - (23) 施行規則第2条第九号に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮にあつては、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準第28条第1項第三号、第29条第1項第三号、第52条第1項第三号、第53条第1項第三号、第54条第1項第二号及び第63条第1項第三号に規定する生活支援員
 - (24) 施行規則第2条第九号に規定する知的障害者福祉ホームにあつては、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準第72条第1項に規定する管理人
 - (25) 施行規則第2条第十号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第三号に規定する生活指導員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第12条第1項第三号に規定する生活相談員、「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社宅第17号)別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱)第2に規定する主任生活相談員又は生活相談員、第3に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び第4に規定する生活相談員、老人福祉センターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第93条第1項第一号及び第121条第1項第二号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員
 - (26) 施行規則第2条第十一号に規定する母子福祉センターにあつては、「母子福祉施設の設備及び運営について」(昭和40年6月12日付け厚生省発見第145号)母子福祉施設設置要綱第1に規定する母子の相談を行う職員
 - (27) 施行規則第2条第十二号に規定する介護老人保健施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第二号に規定する生活相談員及び第六号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第四号に規定する支援相談員及び第七号に規定する介護支援専門員、指定介護療養型医療施設にあつては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第2条第1項第五号に規定する介護支援専門員
- 2 施行規則第2条第十三号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第一号から第十二号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次の

とおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第四号及び第五号に規定する授産施設及び宿所提供施設
 - ・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（昭和48年5月26日付け厚生省社第497号）に基づき配置された指導員
- (2) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
 - ・相談援助業務を行っている専任の指導員
- (3) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センター
 - ・相談援助業務を行っている専任の相談員
- (4) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館
 - ・相談援助業務を行っている専任の指導職員
- (5) 都道府県社会福祉協議会
 - ・「地域福祉推進事業の実施について」（平成13年8月10日付け社援発第1391号）別添4（地域福祉権利擁護事業実施要領）2に規定する専門員
- (6) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会
 - ・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）二に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている専任の職員
- (7) 「児童福祉法第6条の2第8項に規定する児童デイサービス事業」
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (8) 身体障害者福祉法第4条の2第9項に規定する身体障害者相談支援事業、知的障害者福祉法第4条第11項に規定する知的障害者相談支援事業又は児童福祉法第6条の2第10項に規定する障害児相談支援事業を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (9) 児童福祉法第27条第2項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関
 - ・児童指導員
- (10) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第一号に規定する施設
 - ・相談援助業務を行っている専任の指導員及びケースワーカー
- (11) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
 - ・相談援助業務を行っている専任の指導員
- (12) 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第12条及び第18条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
 - ・保護観察官
- (13) 更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）第1条第2項に規定する更生保護施設
 - ・補導主任及び補導員
- (14) 財団法人労災ケアセンターが委託を受けて運営する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第二号に基づき設置された労災特別介護施設
 - ・相談援助業務を行っている主任指導員
- (15) 「心身障害児総合通園センターの設置について」（昭和54年7月11日付け児発第514号）別紙（心身障害児総合通園センター設置運営要綱）に基づく心身障害児総合通園センター
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (16) 「児童自立生活援助事業の実施について」（平成10年4月22日付け児発第344号）別紙（児童自立生活援助事業実施要綱）に基づく「児童自立生活援助事業」を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている専任の相談員
- (17) 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」（平成9年6月5日付け児発第396号）別紙4（家庭支援相談等事業実施要綱）第3の1に基づく「家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業」を行っている中央児童相談所

- ・電話相談員
- (18) 「子育て短期支援事業の実施について」（平成15年6月18日付け雇児発第0618004号）別紙（子育て短期支援事業実施要綱）第3の(1)に基づく「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」又は第3の(2)に基づく夜間養護（トワイライト）事業」を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び里親等
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
 - (19) 「特別保育事業の実施について」（平成12年3月29日付け雇児発第247号）別添4（地域子育て支援センター事業実施要綱）に基づく「地域子育て支援センター事業」を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
 - (20) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成8年5月10日付け雇児発第496号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設
 - ・児童指導員
 - (21) 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準第83条第一号に規定する点字図書館及び同条第三号に規定する聴覚障害者情報提供施設
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
 - (22) 身体障害者福祉法第4条の2第7項に規定する身体障害者デイサービス事業又は同条第8項に規定する身体障害者短期入所事業を行う施設
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
 - (23) 「身体障害者自立支援事業の実施について」（平成3年10月7日付け社更第220号）別添（身体障害者自立支援事業実施要綱）に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
 - (24) 「障害者社会参加総合推進事業の実施について」（平成15年5月22日付け障発第0522002号）別紙（障害者社会参加総合推進事業実施要綱）に基づく「障害者110番」運営事業を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている専任の相談員
 - (25) 「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」（平成14年3月27日付け障発第0327005号）別添3（精神障害者地域生活援助事業運営要綱）に基づく「精神障害者地域生活援助事業」を行っている精神障害者グループホーム
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
 - (26) 「知的障害者地域生活援助事業の実施について」（平成元年5月29日付け雇児発第397号）別紙（知的障害者地域生活援助事業実施要綱）に基づく「知的障害者地域生活援助事業」を行っている知的障害者グループホーム
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
 - (27) 「知的障害者生活支援事業の実施について」（平成3年9月19日付け雇児発第791号）別紙（知的障害者生活支援事業実施要綱）に基づく「知的障害者生活支援事業」を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
 - (28) 知的障害者福祉法第4条第8項に規定する知的障害者デイサービス事業又は同条第9項に規定する知的障害者短期入所事業を行う施設
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
 - (29) 指定通所介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第7条第11項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）をいう。）若しくは同法第42条第1項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）に該当する通所介護又は指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する同法第7条第13項に規定する短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）をいう。）若しくは基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）
 - ・生活相談員
 - (30) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第7条第12項に規定する通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第7条第14項に規定する短期入所療養介護をいう。）を行う施設

- ・支援相談員
- (31) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第18項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所
 - ・介護支援専門員
- (32) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日付け老発第655号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス
 - ・生活援助員
- (33) 「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業の実施について」（平成2年8月27日付け老福第168号）別添（高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業実施要綱）に基づく「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業」を行っている高齢者世話付住宅
 - ・生活援助員
- (34) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
 - ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (35) 施行規則第2条第一号から第十二号まで及び上記(1)～(34)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
 - ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員

3 2(35)の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

(1) 認定基準

- ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。（福祉に関する相談援助とは認められないものの例）医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等
- イ 上記1及び2の(1)～(34)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。
- ウ 「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たす者であること。
 - (ア) 当該施設設置者と雇用関係を有していること。
 - (イ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。
- エ ウに定める「専任」の判断基準は、上記1及び2の(1)～(34)までに定める職種のうち、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。

(2) 認定の手続

- ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(35)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
- イ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第四号又は第七号に係る社会福祉士試験受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

VI

その他

1 社会福祉士国家試験の実施状況等

①社会福祉・振興試験センター

社会福祉士国家試験の試験事務ならびに社会福祉士の登録事務は、法律によって指定された下記の機関が実施しています。

財団法人 社会福祉振興・試験センター
 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1 - 5 - 6
 SEMPOSビル内
 TEL 03 - 3486 - 7521
 7559 (24時間案内)
 ホームページアドレス <http://www.sssc.or.jp/>

②試験の実施状況

区 分	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格 率 (%)
第 1 回 試 験	1,033	180	17.4
第 2 回 試 験	1,617	378	23.4
第 3 回 試 験	2,565	528	20.6
第 4 回 試 験	3,309	874	26.4
第 5 回 試 験	3,886	924	23.8
第 6 回 試 験	4,698	1,049	22.3
第 7 回 試 験	5,887	1,560	26.5
第 8 回 試 験	7,633	2,291	30.0
第 9 回 試 験	9,649	2,832	29.4
第 10 回 試 験	12,535	3,460	27.6
第 11 回 試 験	16,206	4,774	29.5
第 12 回 試 験	19,812	5,749	29.0
第 13 回 試 験	22,962	6,074	26.5
第 14 回 試 験	28,329	8,343	29.5
第 15 回 試 験	33,452	10,501	31.4
第 16 回 試 験	37,657	10,733	28.5
計	211,230	60,250	28.5

2 財団法人日本知的障害者福祉協会について

本協会は、知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とし、昭和9年に発足しました。本会は次のような事業活動を行っています。

- ・ 知的障害者施設の運営と療育・援助活動についての指導
- ・ 知的障害施設の職員の養成と研修
- ・ 知的障害者の福祉思想の普及
- ・ 知的障害についての調査研究
- ・ 知的障害者福祉についての研究誌、図書の発行
- ・ 知的障害者福祉に関する行政機関・団体との協力、連携
- ・ 知的障害者福祉の事業功労者の表彰

—福祉協会に関しては—

ホームページアドレス <http://www.aigo.or.jp/>

3 修学資金等について

本通信教育は以下の制度の対象となっています。

○社会福祉士・介護福祉士等修学資金

各都道府県ごとに社会福祉士養成施設の在学学生を対象に修学資金の貸付事業を実施しています。

一定の要件や募集枠があり、希望者全員が制度を利用できるとは限りませんのでご了承ください。

○教育訓練給付金制度

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が労働大臣の指定する教育訓練を修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）がハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。

小論文課題

下記の課題について、800字以内で論述してください。
(所定の小論文用紙を使用してください。)

推薦募集および1期募集（平成16年11月1日～平成16年11月30日）

課題

「あなたが社会福祉士を目指す動機を述べよ。」

2期募集（平成17年1月5日～平成17年2月4日）

課題

「最近の社会福祉の動向の中であなたが特に気になることを述べよ。」

※裏面に志望動機の記入と受領証(コピー可)を貼付すること

受付No.

財団法人日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所				平成 年 月 日 作成	
第17期生 入学願書				募集区分	推薦・1期・2期
				都道府県コード	
フリガナ		性別		大・昭	
氏名	(旧姓)	男・女	生年月日	(西暦 年 月 日)	
				年齢 歳	
現住所	〒 都 道 府 県				
TEL					
勤務先	主 体 名 称			施設種類	
				種類コード	
				職 種	
所在地	〒				
TEL					
入学資格	1-1. 大学等卒業 (見込) ※現場実習必要者	1-2. 大学等卒業 + 実務1年以上4年未満	2. 3年制短大等卒業 + 実務1年以上4年未満	3. 2年制短大等卒業 + 実務2年以上4年未満	4. 実務4年以上
必要書類	卒業(見込)証明書	卒業証明書 実務経験申告書 実務経験(見込)証明書	卒業証明書 実務経験申告書 実務経験(見込)証明書	卒業証明書 実務経験申告書 実務経験(見込)証明書	実務経験申告書 実務経験(見込)証明書
最終学歴	大 学 短期大学 高等学校 学 校		学 部 学 科	課 程	昼 間 夜 間 通 信 (年 制)
昭・平 年 月 卒業 卒見					

養 成 所 使 用 欄 (記入しないこと)					
	卒	論	実 習 免 ・ 免 見	要	卒 業 ・ 卒 見
	申	封	学 籍 番 号		
	証	受			

入学の志望動機

郵便振替払込請求書兼受領証 貼付欄

入学選考料5,000円の
「郵便振替払込請求書兼受領証」を
貼付してください。
(コピー可)

取得資格

取得資格 (福祉関係)	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

受付No.

実務経験申告書

財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉士養成所長 殿

平成 年 月 日

申告者

住所

氏名

㊞

私(申告者)の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、
代表者の証明書を添えて、申告いたします。

従事していた(している) 施設・機関等の		職 種	期 間	証明書No.
名 称	施設種類			
			年 月 日~ 年 月 日 (年 月)	1
			年 月 日~ 年 月 日 (年 月)	2
			年 月 日~ 年 月 日 (年 月)	3
			年 月 日~ 年 月 日 (年 月)	4
			年 月 日~ 年 月 日 (年 月)	5
			年 月 日~ 年 月 日 (年 月)	6

- (注) 1. 実務経験証明書の証明事項は、上記本欄の内容と一致すること。
2. 実務経験として認められる職種について記入すること。

小論文用紙 (17期生)

受付No.

フリガナ

氏名

採点
A

採点
B

評
点

